

令和4年7月22日

県産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会

共同代表 荒川 照明 殿

共同代表 数藤 まち子 殿

茨城県県民生活環境部  
資源循環推進課長

産廃最終処分場基本計画の問題点に関する公開質問状について（回答）

日頃より、茨城県の廃棄物行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

まずは、回答が遅くなりましたこと、お詫び申し上げます。

さて、令和4年（2022年）1月12日付けで御依頼のありました、標記の質問状について、別紙のとおり回答いたします。

なお、新産業廃棄物最終処分場基本計画策定委員会の委員長宛て御依頼いただきましたが、県が基本計画を策定したことから担当課である当課から回答致します。

**【お問い合わせ先】**

茨城県県民生活環境部資源循環推進課

新最終処分場整備室

電話 029-301-3015

FAX 029-301-3039

Eメール [haitai4@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:haitai4@pref.ibaraki.lg.jp)

1. 豪雨時に周辺から水が流れ込んで来る沢中の構築物に宿命的な危険性について

質問内容	回答
<p>本紙4頁の参考資料1：「新産業廃棄物最終処分場整備に関する水文調査について」によると、唐津沢降水域は「計画地流域」として赤線で明示され、表流水は表示されていないが、水質検査結果だけが示されて、計画地流域にも拘らず、流域の面積・形状や表流水の流量など肝心な事項は何一つ調査されていない。そして、搬入道路より「西側流域」を（敷地外）と切り離し、「そこからの雨水は、新設道路に整備する道路側溝により鮎川に放流する。本処分場敷地内への流入は生じない」としている。しかし、豪雨時の沢上流部からの激流は、大部分が廃棄物槽を越水して、廃棄物を押し流すと共に、鮎川へ流入することになる。</p> <p>言うまでもないが、洪水対策・環境保全に関しては、産廃処分場の候補地の敷地内だけでなく唐津沢全体の状況が密接に関係することが大きな特徴である。このような唐津沢の固有な地形・形状に起因する洪水に対する配慮がいまだに皆無なのが本計画の致命的な欠陥と言える。</p> <p>添付冊子「唐津沢産業廃棄物処分場計画の危険性を訴える」（以後単に「添付冊子」と呼ぶ）の9.まとめ(2)に示すように、水防法の規定により、1時間あたりの想定最大降雨量を151mmとすると、唐津沢上流部の広大な降水域A(64.5ha)から、搬入道路のトンネル出入口付近に流入する激甚な洪水の流量は18.6m<sup>3</sup>/sとなる。この流入水により引き起こされる洪水の動画像解析結果(添付冊子p88~p93)から、洪水の凄まじさは容易に想定できる。</p> <p>12月4日の中間報告会資料によると、「搬入道路より西側を敷地外と線引きしただけで、トンネル出入口付近すなわち廃棄物槽の上端部に流入すると想定される毎秒18.6m<sup>3</sup>(トン)にもなる流量の激甚な洪水に対する災害対策などは影も形もないが、このような甚大な洪水を搬入道路の側溝に導入し、意のままに制御することは現実的には不可能である。</p> <p>したがって、このまま本計画を続行するのであれば、搬入道路より「西側流域」からの豪雨時洪水をどのようにして「本処分場敷地内への流入は生じない」状態を維持し、「新設道路に整備する道路側溝により鮎川に放流する。」のか具体的かつ明瞭に示していただきたい？</p>	<p>基本計画策定委員会は、令和4年2月6日の第4回委員会で審議を終了し、県が基本計画を策定したことから県が回答いたします。</p> <p>新最終処分場において管理すべき流域や雨量については、第2回基本計画策定委員会において、事務局より、雨水集排水計画として、処理すべき流域面積や、最終処分場の施設整備に求められる法令等の基準に基づいた降雨強度等を明示した上で、施設計画の検討が行われました(参照：新産業廃棄物最終処分場基本計画4.10雨水集排水施設)。</p> <p>最終処分場の構造として、埋立地内へ外部からの雨水の流入を防止することが求められています。そのため、今後、県や事業主体が実施する基本設計・実施設計で、埋立地外周に水路や側溝等の設計を行い、埋立地内に外部からの雨水が流入しないよう外部からの雨水を円滑に排水する施設を計画することとなります。</p> <p>処分場の設置に当たって、雨水排水等を設計する際には、「都市計画法に基づく開発行為の許可基準」あるいは「林地開発許可基準」に基づいて行うこととされており、当施設では、基本計画において、前者の基準に基づいて施設容量を算定しております。</p> <p>基本計画では、埋立地周辺の西側の新設道路以西の流域(新処分場敷地外)から流れ出てくる沢水は、新設道路の排水設備により、処分場の敷地に流れ込まずに、鮎川へ放流する方針としております。新設道路の具体的な構造については、基本計画策定委員会の検討対象ではなく、別途、県が測量や設計を進めることとなります。</p> <p>なお、水防法の規定にありません。想定最大規模降雨は、同法第</p>

14条に基づき、所定の河川について、洪水浸水想定区域を設定するための基準として定められているものであり、開発に伴う施設整備の基準ではありません。

## 2. 異常な廃棄物山積みによる廃棄物容器の脆弱性と廃棄物層の崩壊の危険性について

### 質問内容

固い岩盤の深い谷状の現況地盤では、薄い皿状の廃棄物槽は、大きさの割に埋立てる容積が取れないため、廃棄物槽の縁面以上に廃棄物がうず高く積上げられる。最大高さ35mの盛土埋立したところに皿状の廃棄物槽が設置され、埋立てる廃棄物と積上げられる廃棄物は、ほぼ同量の122万㎡である。通常であれば廃棄物槽の深さは15m程度なので、標準的な廃棄物槽の面積は16haを要するが、本計画では深い谷間のため廃棄物槽面積が9.8haに限られたことが元凶である。つまり候補地選定時に、唐津沢の廃棄物処分容量の算定に重大な誤算があったことに原因がある。このような異常な廃棄物層は、崩れ易く、洪水に流され易く、極めて不安定な状態である。

1:2の勾配で積上げるのは力学的に安定だととして、廃棄物埋立・積み上げを最大高さが45mにもしてしまうのは、大変異常で危険である。廃棄物積上げで遮水シートの張力は倍増し、盛土埋立の所に設置される廃棄物槽(容器)のライナイナーには、廃棄物埋立の高さが異常に大きいため、多大な変形、剪断力が掛かり、その破損による浸出水の漏水の危険性は否めない。縦方向断面図を見るとよく判りますが、山並みに積上げられた廃棄物層は、谷沿いに536mに渡り、盛土埋立が35mで、その上に廃棄物埋立が45mで、合計80mの埋立地はそれ自体で安定なものではありません。

添付冊子 p73の「廃棄物埋立積上げ後の廃棄物層崩壊の危険性の検討」で示唆したようなすべり変形による廃棄物層の崩壊モデルは、最近熱海市で発生した人災とも言われる土石流の惨事を連想させます。

そこでお願いです。本計画では深い谷間のため廃棄物槽面積が9.8haに限られた為、廃棄物が山積みされますが、「廃棄物槽(容器)の耐久性や廃棄物槽の崩壊の危険性については、どうように検討され、どの程度完了しているのか」調査されたいとお教えいただきたい?

### 回答

埋立て後の高さ30mを超える最終処分場は全国にも多数の例があり、特異なものではありません。新最終処分場においても、基本計画において土木工学的に安定性を確保した勾配により造成していく計画となっておりますので、これをもって崩れ易い等ということはありません。基本設計・実施設計では、廃棄物層の地盤工学的評価も実施し、埋立時の滑りや、地震時等の安全性も検討することとなります。

基本計画において、埋立地底部になる岩盤は、果が行った地質調査からも強固(堅固)な岩盤であり、その上に良質な材料・適切な締め管理において構築した基礎地盤の上部に遮水工を施工する計画となっております。

基本計画において、遮水シート等の遮水工については、施工後、廃棄物を直接埋立てるのではなく、保護土を、底面部で100cm、法面部で50cm(法令の基準では50cm以上)施工する計画となっております。

基本計画において、遮水シートは、基準省令に基づく二重遮水シートとし、そのシートは引張強度や伸度が高く、柔軟で下地追随性や熱安定性、施工性に優れ、高い強度を有する合成樹脂系(中弾性)の遮水シートを採用する計画となっております。

また、基本計画において、貯留構造物は、基礎地盤の良否に大きく左右されない盛土構造によるアースダム形式を採用し、補強盛土とする計画となっております。

これらの埋立地の構造や、埋め立てる廃棄物の勾配、遮水工の構造等について、第1回基本計画策定委員会において事務局から説明を行い、基本計画策定委員会で審議が行われたところ、基本

構造は適切であると評価されました。  
 今後、県や事業主体が実施する基本設計・実施設計において、各種設計基準に準拠した設計を行い、すべり変形の可能性も含めた安全性・耐久性を確保することとなります。  
 その際には、各分野の専門家の助言を頂きながら、安全性の観点からより精度の高い設計を追求すべきものと考えます。

### 3. 谷底盆地の盛土・埋立に関連する欺瞞について

#### 質問内容

「添付冊子」の 9. まとめ(8)に詳しく示すように、私どもは、あり方検討委員長宛に「産廃最終処分場の候補地選定に関する公開質問状」をお届けし、その中の 1 つで、「急峻な深い谷地のみならず、埋立地を蓄槽の建設地として極めて不向きな地形である。」にも拘らず、選定理由欄には、「地形を活用し、低い工事費で建設可能」とまで表記されていた為、「谷地形の地形をどのように活用し、どのようにして低い概算工事費とするのか根拠を示していただきたい。」旨の質問をしました。それに対する資源循環推進課長様からの回答書では、「整備候補地選定時の概算整備費は、それぞれの候補地の状況により処分場整備費を算出しています。日立市諏訪町については、既に掘削されているため切土が少なくなることから、埋立地の整備費用は他の 2 カ所より低くなっています。」とのことでした。

ところが最近になって開示された計画図では、盛土埋立の最大高さは 35m にもなり、盛土埋立に要する土石の量は、廃棄物容量のほぼ 2 分の 1 にあたる 122 万 m<sup>3</sup>が見込まれる。この盛土埋立には、莫大な費用が掛かるばかりではなく、大規模な埋立地に山積みの廃棄物槽が建設されるため、その後の構築物の安定性も疑わしくなります。

「既に掘削されているため切土が少なくなることから、埋立地の整備費用は他の 2 カ所より低くなる」と日立市諏訪町は、他の 2 カ所より低く見積もられるが、実際には膨大な盛土埋立費用が掛かることになる。即ち、欺瞞に満ちた大きな情報操作があったと言わざるを得ない。

「このような不合理は、ごく限られた担当者に依存し、秘密裏に非公開

#### 回答

上記 2 でもお示ししたとおり、廃棄物の埋め立ての高さ等については、全国にも多数の例があり、これをもって安全性が疑わしいということはありません。今後、県や事業主体が実施する基本設計・実施設計において、各種設計基準に準拠した設計を行い、安全性・耐久性を確保することとなります。

また、基本計画策定委員会は公開の中で開催され、検討資料や議事録は県ホームページで公開しております。  
 基本計画についても、市民報告会で説明し、県ホームページで公表しております。

なお、御指摘いただいた点については、県及び事業団により、基本設計・実施設計にて十分な確認を行い、併せて専門家の意見を聞きながら進めてまいります。

で建設計画が進められて来たことに起因する」と推察されますが、ご苦  
労でも貴基本計画策定委員会では、大所高所から十分に見極めたご審議  
をしていただけますようお願いいたします。

【補足（事務局）】

候補地選定における整備費用の比較において、埋立地造成費  
用も見込んだ上で候補地の選定を行っていることを確認してお  
り、「欺瞞に満ちた大きな情報操作」の事実はありません。

また、整備候補地の選定に当たっては、平成31年3月に設置  
された「新産業廃棄物最終処分場整備のあり方検討委員会」（以  
下「検討委員会」という。）において、令和元年8月に策定され  
た「新産業廃棄物最終処分場整備のあり方基本方針」に基づき、  
1次～3次スクリーニングで整備可能地の絞り込みが行われま  
した。

検討委員会は、資源循環・廃棄物、土工学・地盤工学、水環  
境工学等の分野に係る学識経験者等を含む外部委員で構成され  
ており、検討結果は、整備可能地の特定につながるおそれのある  
情報等を除き、県ホームページで公開しております。

よって、新処分場の整備計画が「ごく限られた担当者に依存  
し、秘密裏に非公開で」進められてきたとの御指摘は当たらない  
と考えます。